

空輸部隊戦力化委員会設置に関する達を次のように定める。

平成30年12月11日

陸上幕僚長 陸将 山崎 幸二

空輸部隊戦力化委員会設置に関する達

(設置)

第1条 空輸部隊の戦力化に関する必要な業務を調整・統括する機関として、陸上幕僚監部に空輸部隊戦力化委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、陸上幕僚長に意見を具申する。

- (1) 空輸部隊の戦力化の過程において陸上幕僚監部、陸上総隊、教育訓練研究本部、補給統制本部及び航空学校が横断的に検討する必要がある事項
- (2) その他委員長が指示した事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び部隊等委員をもって組織する。

- 2 委員長は、陸上幕僚副長をもって充てる。
- 3 副委員長は、防衛部長、人事教育部長、運用支援・訓練部長及び装備計画部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる陸上幕僚監部勤務者をもって充てる。
- 5 部隊等委員は、陸上総隊司令官の指名する者、教育訓練研究本部長の指名する者、補給統制本部長の指名する者及び航空学校長の指名する者をもって充てる。

(委員長等の任務)

第4条 委員長は、委員会の会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員会の議事に参加する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、年2回の招集を基準とするほか、委員長が必要と認めるときは、これを招集することができる。

2 委員は、委員会の開催が必要と認めるときは、委員長に上申するものとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会における審議事項(作業指示)の具現化等を実施する機関として、作業部会を置く。

2 作業部会は、作業部会長、作業部会専門委員及び作業部会部隊等委員をもって組織する。

3 作業部会長は、委員長が指名する委員会の委員をもって充てる。

4 作業部会専門委員は、別表第2に掲げる陸上幕僚監部勤務者のうち、委員長が指名する者をもって充てる。

5 作業部会部隊等委員は、陸上総隊司令官の指名する者、教育訓練研究本部長の指名する者、補給統制本部長の指名する者及び航空学校長の指名する者をもって充てる。

6 委員長は、前2項に掲げる者のほか、必要と認める者を作業部会に参加させることができる。

7 委員長は、前4項に規定する事項の一部を副委員長に委任することができる。

(作業部会の開催)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を招集する。

2 作業部会長は、作業部会を開催することができる。

3 委員長は、第1項に規定する事項の一部を副委員長に委任することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、陸上幕僚監部防衛部防衛課において行う。

(委任規定)

第9条 この達に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この達は平成31年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会の委員（陸上幕僚監部勤務者）

	委 員	
	基幹となる委員	必要に応じて参加する委員
監理部	総務課長 会計課長 広報室長	委員長が必要と認める者
人事教育部	人事教育計画課長 教育室長 補任課長 厚生課長	
運用支援・訓練部	運用支援課長 訓練課長	
防衛部	防衛課長 防衛協力課長 施設課長	
装備計画部	装備計画課長 航空機課長	
その他の部・官		

別表第2（第6条関係）

作業部会専門委員（陸上幕僚監部勤務者）

	専門委員		必要に応じ参加する委員
	基幹となる委員		
監理部	総務課	企画班長	委員長が必要と認める者
	会計課	予算班長	
人事教育部	人事教育計画課	企画班長	
	教育室	計画Gp長、 教育Gp長	
	補任課	人事第1班長、 人事第2班長	
	厚生課	給与室、厚生班長	
運用支援・訓練部	運用支援課	企画班長、 運用支援班長	
	訓練課	総括班長、 器材・演習場班長、 訓練・演習班長	
防衛部	防衛課	防衛班長、編成班長、 業務計画班長、 研究室長、開発室長	
	防衛協力課	計画班長	
	施設課	建設班長、営繕班長	
装備計画部	装備計画課	企画班長、 後方計画班長	
	航空機課	総括班長、 航空機班長、 航空安全班長	
その他の部・官			